最終更新日：2016年6月30日

大日精化工業株式会社
代表取締役社長　高橋　弘二
問合せ先：取締役　推進機構担当　榊原　俊哉
証券コード：4116
http://www.daicolor.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは、経営の透明性及び効率性を確保し、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの信頼をより高め 、社会に貢献していくため、コーポレート・ガバナンスを整備・拡充することが、経営上の重要な課題の一つであると考えています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則４－１－２】
当社では、対外的に公表できる形での中期経営計画を策定していませんが、早期の公表に向け取り組み中です。
取締役会では、中期経営計画の重要性を認識しており、その実現に向けて最善の努力を行っています。中期経営計画と実績との乖離が生じた場合には、原因を分析し、必要に応じて次期以降の計画の見直し及び必要な対策を検討した上で、当社ホームページ等を通じて株主に対して、説明を行う予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則１－４ いわゆる政策保有株式】
当社は、「上場会社の政策保有株式に関する基本方針」に従い取引先との良好な関係の維持、取引の発展を図る目的で取引先の株式を保有します。保有の目的、経済合理性については、毎年、取締役会で検証し、保有の継続の適否を判断します。
保有株式の議決権については、「議決権行使に関する基準」に従い、長期的な企業価値向上及び当社との関係強化の観点から適切に判断し、行使します。発行会社の株主価値を毀損するような議案については、反対票を投じることを検討します。

＜上場会社の政策保有株式に関する基本方針＞
1．保有の目的
当社は、持続的な成長および長期的な企業価値の向上を図る目的から、取引先との良好な関係の維持、取引の発展をはかるために株式を保有する。
2．保有の適否の検証
当社は、上記1に基づき保有する株式の保有の適否を、リターンとリスク等を踏まえた中長期的な経済合理性や将来性をみて定期的に検証する。この検証は、取引先との取引状況および当社の事業戦略等が考慮され、保有する株式の年間投資利回りおよび配当利回りに対する当社の資本コストの比較等により実施される。
3．取締役会による検証
取締役会は、当社が保有する株式のうち、主要な上場株式（貸借対照表計上額または出資額が当社の資本金の1/100以上）について、上記2の検証を行う。
主要な上場株式以外の株式については、推進機構担当役員が上記2の検証を行う。

＜議決権の行使に関する基準＞
1．行使の方針
当社が保有する上場株式の議決権については、当社の中長期的な企業価値の向上、および当社と取引先との良好な関係の維持・発展の観点から適切に判断し行使する。
2．行使の基準
各議案の賛否については、各議案の精査に加え、株主利益向上への取組み、コーポレートガバナンスの状況等を踏まえ、総合的に判断する。

【原則１－７ 関連当事者間の取引】
当社が当社役員と取引を行う場合には、法令及び「取締役会規則」等に基づき、当該取引につき取締役会の承認を要することとしています。
当社が主要株主等との取引を行う場合には、「取締役会規則」及び「職務権限規程」等に基づき、取引の重要性の高いものについては、取締役会の承認を要することとしています。
なお、当社役員や主要株主等との取引の条件等については、会社及び株主共同の利益を害することのないように、一般の取引と同様に決定することとしています。

【原則３－１ 情報開示の充実】
（1）経営理念や経営戦略、経営計画
当社の経営理念及び社是については、毎年発行している「コーポレートレポート」に記載しています。当社のホームページに掲載しておりますのでご参照ください。
また、年度の経営計画については、決算短信等によって開示・公表していますので合わせてご参照ください。
＜コーポレートレポート＞
http://www.daicolor.co.jp/ecology/env2015/cr2015.pdf
＜決算短信＞
http://www.daicolor.co.jp/ir/ir_lib_2016.html

なお、経営理念は、平成28年１月１日をもって「企業理念」として次の内容に変更となりました。

＜企業理念＞
・人に興味を持とう
・新しいことに興味を持とう
・未来に興味を持とう

＜行動指針＞
人間は面白い。
その面白い人間が作っているのが企業であり、また顧客である。
全ての経済原則、経営理論は、人の行動原理に基本がある。
人に興味を持とう。
新しいことはワクワクする。
技術革新や商品開発は顧客や市場を開拓すると同時に、人間も活性化する。
新しいことに興味を持とう。
未来を考えることは楽しい。
未来は子供たちのものだ。
未来を考えれば、人も企業も自分だけでは生きて行けないことが分かる。
顧客の発展が無ければ、当社は富んでも長続きしない。
更に、社会に生かされなければ、人も企業も存続し得ない。
未来に興味を持とう。

一方、当社には1968年に制定した、社是「必達」が存在します。
上記の企業理念と共に、歴史ある社是「必達」を誇りを持って遵守しています。

＜必達＞
私たちはカラーエイジを担う大日精化の社員として＜必達＞の社是のもとに誇りを持って仕事をすすめよう
1．仕事は必ず目標を立てこれを必達しよう
1．正しい製品知識を身につけ製品普及のチャンスを積極的に求めよう
1．仕事を通じ製品を通じて会社の信用を更に高めよう
1．社会人として常に教養を高め反省を深める機会を持とう
1．仕事を通じて社会に貢献し大日精化を最高の企業体としよう

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、コーポレートガバナンスに関する報告書Iの「1．基本的な考え方」に記載しています。また、当社のコーポレートガバナンスに関する基本方針については、以下のとおりです。

＜コーポレートガバナンスに関する基本方針＞
当社は、当社の取締役会決議に基づき、当社の持続的な成長及び長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公平性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・果断な意思決定により経営の活力を増大させることが最良のコーポレートガバナンスの基本であるとの認識のもとで、下記の基本的な考え方に則り、コーポレートガバナンスの充実に取り組むこととしています。
1．株主の権利を尊重し、どの株主もその持分に応じて平等に扱い、株主間で情報その他の分野における格差が発生しないように努めることとする。
2．株主のみならず、当社の従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会その他のさまざまなステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
3．会社情報を適切に開示することとし、常に透明性を確保することとする。
4．独立社外取締役が、当社の取締役会のみならず、社外役員を主要な構成員とする諮問委員会、社外役員全員で構成される社外役員連絡会を通じて、当社業務執行の監督機能を実効化する。
5．上記1に配慮しながら、株主との間で、積極的・建設的な対話の機会を持つ。

(3)取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続
コーポレートガバナンスに関する報告書IIの「1．機関構成・組織運営等に係る事項」【取締役報酬関係】内、「報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無」に記載しています。
「報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無」については以下のとおりです。

＜報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無＞
役員の報酬は、以下のように業績、職能、職務、経験、見識を勘案し、従業員に対する処遇との整合性を考慮した適切な水準に基づき支給することを基本としています。
1．取締役の報酬
(1) 株主総会の決議により取締役の報酬総額を定める。
(2) 会社の業績、経営内容、経済情勢等を考慮して、当該報酬総額の限度内で、各取締役の報酬を次のように決める。
一 各取締役の役位の決定
各取締役の業績に対する貢献度等を勘案し、代表取締役社長が必要に応じて社外役員を主要な構成員とする諮問委員会を経て、取締役会に提案し、取締役会で決定する。
ニ 職階の決定
各役位の職階につき、代表取締役社長は必要に応じて社外役員を主要な構成員とする諮問委員会を経て各取締役の業績に対する貢献度等から各取締役の職階を決定する。
三 報酬額
「役員報酬規程」に基づき、役位ごとの職階に応じた報酬を支給する。
2．監査役の報酬
(1) 株主総会の決議により監査役の報酬総額を定める。
(2) 会社の業績、経営内容、経済情勢等を考慮して、当該報酬総額の限度内で、各監査役の報酬は、上記により決めた取締役の報酬も参考にしつつ、監査役の協議により決定する。
3．退職慰労金
株主総会により贈呈を決議し、「役員退職慰労金規程」に基づきその贈呈額を決定する。

(4)経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名方針と手続
1．経営陣幹部の選任と取締役の指名方針と手続

一　取締役としての職務執行に影響を及ぼすような利害関係等を有していないこと
二　取締役としての職務執行に高いバイタリティを有していること
三　高い人望、品格、倫理観を有していること
四　高い経営的知識を有し、客観的判断能力、先見性等に優れていること
五　その他、コーポレートガバナンス構築の観点から取締役に求められる資質を有していること

経営陣幹部の選任の手続については、上記の基準を満たす者の中から代表取締役社長が必要に応じて社外役員を主要な構成員とする諮問委員会を経て候補者を選び、取締役会に提案し、取締役会がその決議により選任することとなっています。
取締役候補の指名の手続については、上記の基準を満たす者の中から、代表取締役社長が必要に応じて社外役員を主要な構成員とする諮問委員会を経て取締役候補者を指名することとなっています。
なお、社外取締役の指名については、上記方針に加えて、別途以下の基準を満たすことを条件としています。
一　出身の各分野において高い見識を有していること
二　独立した立場から、取締役会における意思決定にあたり、妥当性、適正性の観点から適確な助言、提言ができること
三　社外取締役の独立性確保のための基準を満たしていること（【原則４－９】をご参照ください。）

２．監査役の指名方針と手続
一　監査役としての職務執行に影響を及ぼすような利害関係等を有していないこと
二　監査役としての職務執行に高いバイタリティを有していることと同時に、監査品質向上に向けて自己研鑽に努めることができること
三　高い人望、品格、倫理観を有していること
四　財務・会計に関する適切な知見を有し、経営的知識、客観的判断能力等に優れていること
五　その他、コーポレートガバナンス構築の観点から監査役に求められる資質を有していること

上記を満たすものについて、代表取締役社長が必要に応じて、諮問委員会を経て候補者を監査役会に提案し、監査役会による同意を得ることとなっています。
なお、社外監査役の指名については、上記方針に加えて、別途以下の基準を満たすことを条件としています。
一　出身の各分野において高い見識を有していること
二　独立した立場から、取締役会における意思決定にあたり、妥当性、適正性の観点から適確な助言、提言ができること
三　社外監査役の独立性確保のための基準を満たしていること（【原則４－９】をご参照ください。）

（５）取締役及び監査役の個々の選任にあたって説明
取締役・監査役の個々の選任にあたっての説明については、当社のホームページに掲載しています株主総会招集ご通知をご覧ください。

【補充原則４－１－１】
株主からの付託を受け適切に意思決定すること及び企業戦略の方向性策定、リスクテイクを支える環境整備、経営陣に対する実効性の高い監督機能を重視することを取締役会の役割として、「取締役会規則」及び「職務権限規程」等を制定し、取締役会自身として何を判断・決定するのか明確化するとともに、その他については、経営陣へ委任しています。

【原則４－８　独立社外取締役の有効な活用】
当社は、「独立社外役員独立性判断基準」に基づき、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与することのできる独立社外取締役を複数選任しています。

【原則４－９　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
社外役員の独立性判断基準は、以下の通りです。社外役員の資質については、【原則３－１（４）】をご参照ください。

＜独立社外役員独立性判断基準＞
以下のいずれにも該当しない者
１．当社の主要な取引先（※）又は当社を主要な取引先とする者の業務執行者（役員、部長クラス、以下同じ。）
※主要な取引先とは、次の一二のいずれかに該当する取引先をいう。
一　当社の年間連結売上高に占めるその取引先への売上高が２％超であること。
二　その取引先との取引内容が、当社の事業活動に欠くことのできないような商品・役務の提供であること。
２．当社から役員報酬以外の多額（年間1000万円以上）の報酬を受けるコンサルタント、弁護士、公認会計士（その報酬を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、その団体に所属する弁護士、公認会計士）
３．上記１又は2に最近において（※）該当していた者
※「最近において」とは、その独立役員を社外役員として選任する株主総会の議案の内容が決定された日から現在までの期間をいう。
４．以下の者の近親者（配偶者又は二親等内若しくは同居の親族）
a.上記１から３の者
b.子会社の業務執行者（社外監査役については、子会社の業務執行者でない取締役を含む。）
c.最近においてその会社又は子会社の業務執行者（社外監査役については、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者
５．上記１から４のほか、独立役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有している者

【補充原則４－11－１】
取締役会は、推進機構、事業機構、技術機構、生産機構の出身者をそれぞれ選任することで、構成員の知識・経験・能力、多様性及び規模に関してバランスを図っています。
さらに、社外取締役を2名選任することで取締役会の意思決定機能や監督機能に一層の客観性を確保しています。
取締役の選任にあたっては、【原則３－１－４】に記載している「取締役選任基準」に基づきつつ、知識・経験・能力のバランス、多様性を考慮し、個々の取締役を選任しています。

【補充原則４－11－２】
現在、当社の取締役及び監査役において、他の上場会社の役員を兼任している者はおりません。

【補充原則４－11－３】
分析・評価とその結果の概要は以下のとおりです。

当社取締役会は、2名の社外取締役を加え、取締役会の判断や会議の運営など、取締役会の実効性を確保しています。また、社外役員を主要な構成員とする諮問委員会及び社外役員全員で構成される社外役員連絡会を設置し、その意見・要望を取締役会に取り入れることで、さらにその実効性を高めています。

取締役会全体の実効性について、具体的には、以下の方法により確保しています。
1. 月1回の開催を原則とし、重要案件の審議に時間を多く割く等、メリハリを利かせつつ、タイムリーな運営をしている。
2. 取締役会において、事業計画等の結果分析を十分に行っている。
3. 必要に応じて、取締役会の審議に必要な資料を、適切な内容及び分量にまとめ、事前に役員に配布・説明することで、取締役会では十分な審議時間を確保できている。
4. 取締役会では、決議した案件の経過・結果の報告が適宜行われ、職務執行状況の監視・監督が適切に行われている。

【補充原則4－14－2】
当社の取締役・監査役のトレーニングの基本方針は以下のとおりです。
新任者については、経営者として習得しておくべき役割及び善管注意義務・忠実義務をはじめとする法的知識を含めた責務に関する理解促進を図っています。
さらに、社外取締役・社外監査役については、会社の事業や機能等を理解していただくための説明を行っています。
また、就任後は、知識更新の機会を適切に提供すべく、職務関連の各種セミナー資料の配付・回覧や取締役会時での職務関連動向の説明を必要に応じて行っています。

【原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は以下の通りです。
(1) 当社は、IR担当役員を選任するとともに、社長室、経理・財務本部、事業管理本部、総務・人事本部、広報本部、CSR推進部等が連携してIR活動を積極的に実施しています。
(2) 社内のIR関連部門は、株主との建設的な対話に資するよう、開示資料の作成や必要な情報の共有を図っています。
(3) 個別面談以外の方法として、投資家からの意見・要望に配慮して「コーポレートレポート」を毎年作成することなどにより、開示内容の充実をはかっています。
(4) 対話において把握した株主の意見は、必要に応じて、取締役会で報告することにより経営陣および関連部門へフィードバックする体制を整備しております。
(5) 決算発表前の一定期間については、投資家との対話が行われることのないよう、IR活動を制限しています。また、インサイダー情報の管理については、「インサイダー取引防止規程」に基づき、情報管理の徹底をはかっています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社三井住友銀行	4,412,000	4.74
三井生命保険株式会社	3,273,000	3.51
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	3,005,000	3.22
株式会社みずほ銀行	2,903,000	3.11
みずほ信託銀行株式会社	2,750,000	2.95
大日精化従業員持株会	2,528,840	2.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,135,000	2.29
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,855,000	1.99
高橋　靖	1,815,124	1.95
日本パーカライジング株式会社	1,798,000	1.93

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
瀧野　裕之	他の会社の出身者								○			
山田　恒太郎	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
瀧野　裕之	○	瀧野裕之氏は、当社が製品の販売や原材料を購入する取引先会社の代表者ですが、当該会社との取引実績（平成28年3月期実績）は、当社の売上高に占める当該会社への売上高は2%未満であり、取引内容は当社の事業活動に欠くことのできないような商品・役務の提供ではありません。その性質、規模に照らして、当該会社は、当社の主要取引先に該当しません。 したがって、同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと考えます。	企業経営者として、社外取締役として豊富な経験と幅広い見識を活かし、取締役会の監督機能強化など、当社経営体制の一層の強化・充実を図ることを期待できる人材であります。また、当社が定める「取締役選任基準」及び「独立社外役員独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として届け出ています。
		山田恒太郎氏は、当社が工場の建設や	企業経営に関する豊かな経験と高い見識に基づき、広範で、かつ高度な視点から当社の企

山田　恒太郎	○	設備の設置等を発注している取引先会社の業務執行者の出身ですが、平成25年3月に当該会社を退職し、現在に至っています。 したがって、同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと考えます。	業活動に有益なアドバイスが期待できる人材であります。また、当社が定める「取締役選任基準」及び「独立社外役員独立性判断基準」を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員として届け出ています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	諮問委員会	5	0	1	2	0	2	なし
報酬委員会に相当する任意の委員会	諮問委員会	5	0	1	2	0	2	なし

補足説明

1. 諮問委員会における「その他」構成員は、社外監査役となります。
2. 諮問委員会は、社外取締役、社外監査役、代表取締役社長を構成員として必要に応じて開催することとしています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査部門との連携は、両者は互いの監査計画を基に監査の進捗状況を確認し、また内部統制の体制整備及び運用状況の監査で連携し、適宜会合を持って、情報の共有化に努め、業務監査の効率性を高めています。
監査役と会計監査人との連携について両者は四半期及び期末、その他必要に応じて会合を開催し、監査役の監査計画と会計監査人の監査計画を基に、お互いの監査の状況を確認すると共に、会計監査人の監査実績、内部統制の整備・運用の監査、重要な会計基準の変更、重要な事実の有無等について相互に意見・情報交換及び内容確認を行っています。社外監査役も会計監査人との定期的会合等に出席し、発言をして、連携を強めています。
会計監査人と内部監査部門の連携については、会計監査人は内部監査室から監査計画と監査実績について適宜報告を受けています。このほかにも両者は必要に応じて、適宜情報交換を行い、監査機能の充実に努めています。
監査役、会計監査人、内部監査部門は、内部統制関連部門である財務報告に係る内部統制委員会との間で、年度目標の立案と進捗状況等に関して情報の共有化を図り、業務の適法性及び適正性、効率性等を確保する機能に対して監査機能の充実に努めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
石山　弘	税理士										△			
永島　一夫	他の会社の出身者										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石山　弘	○	税理士である石山弘氏と当社は、顧問税理士契約を結んでおりましたが、平成25年3月に当社の税務顧問を退任しています。 したがって、同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと考えます。	有識者でありステークホルダーの立場に立った公正で透明性の高い監査が期待できる人材であります。また、独立性の基準として取引所が規定する項目に該当するものはなく、当社が定める「監査役選任基準」及び「独立社外役員独立性判断基準」を満たしていますので、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として届け出ています。
永島　一夫	○	永島一夫氏は、当社が製品の販売や原材料を購入する取引先会社の出身ですが、平成26年3月に当該会社を退職し現在に至っています。 したがって、同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと考えます。	有識者でありステークホルダーの立場に立った公正で透明性の高い監査が期待できる人材であります。また、独立性の基準として取引所が規定する項目に該当するものはなく、当社が定める「監査役選任基準」及び「独立社外役員独立性判断基準」を満たしていますので、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として届け出ています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外取締役及び社外監査役をすべて独立役員に指定しています。

社外役員の独立性判断基準は、以下の通りです。
＜独立社外役員独立性判断基準＞
以下のいずれにも該当しない者
1. 当社の主要な取引先（※）又は当社を主要な取引先とする者の業務執行者（役員、部長クラス、以下同じ。）
※主要な取引先とは、次の一二のいずれかに該当する取引先をいう。
一　当社の年間連結売上高に占めるその取引先への売上高が2%超であること。
二　その取引先との取引内容が、当社の事業活動に欠くことのできないような商品・役務の提供であること。
2. 当社から役員報酬以外の多額（年間1000万円以上）の報酬を受けるコンサルタント、弁護士、公認会計士（その報酬を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、その団体に所属する弁護士、公認会計士）
3. 上記1又は2に最近において（※）該当していた者
※「最近において」とは、その独立役員を社外役員として選任する株主総会の議案の内容が決定された日から現在までの期間をいう。
4. 以下の者の近親者（配偶者又は二親等内若しくは同居の親族）
a.上記1から3の者
b.子会社の業務執行者（社外監査役については、子会社の業務執行者でない取締役を含む。）
c.最近においてその会社又は子会社の業務執行者（社外監査役については、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者
5. 上記1から4のほか、独立役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有している者

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬については、当社業績及び株式価値の連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めること、及び株主との価値共有を進めることを目的に、役員賞与制度を導入しています。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

———

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

社内取締役、常勤監査役及び社外役員の別に各々の総額を開示しています。
なお、当社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額は以下の通りです。

取締役（社外取締役を除く）総額264百万円（基本報酬額236百万円、退職慰労金27百万円）員数10名
監査役（社外監査役を除く）総額34百万円（基本報酬31百万円、退職慰労金2百万円）員数3名
社外役員 総額24百万円（基本報酬23百万円、退職慰労金1百万円）員数4名

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬は、以下のように業績、職能、職務、経験、見識を勘案し、従業員に対する処遇との整合性を考慮した適切な水準に基づき支給することを基本としています。

1．取締役の報酬
（1） 株主総会の決議により取締役の報酬総額を定める。
（2） 会社の業績、経営内容、経済情勢等を考慮して、当該報酬総額の限度内で、各取締役の報酬を次のように決める。
一 各取締役の役位の決定
各取締役の業績に対する貢献度等を勘案し、代表取締役社長が必要に応じて社外役員を主要な構成員とする諮問委員会を経て、取締役会に提案し、取締役会で決定する。
二 職階の決定
各役位の職階につき、代表取締役社長は必要に応じて社外役員を主要な構成員とする諮問委員会を経て各取締役の業績に対する貢献度等から各取締役の職階を決定する。
三 報酬額
「役員報酬規程」に基づき、役位ごとの職階に応じた報酬を支給する。
2．監査役の報酬
（1） 株主総会の決議により監査役の報酬総額を定める。
（2） 会社の業績、経営内容、経済情勢等を考慮して、当該報酬総額の限度内で、各監査役の報酬は、上記により決めた取締役の報酬も参考にしつつ、監査役の協議により決定する。
3．退職慰労金
株主総会により贈呈を決議し、「役員退職慰労金規程」に基づきその贈呈額を決定する。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社は、独立社外者による円滑かつ十分な情報交換・認識共有を図るために、社外役員を主要な構成員とする諮問委員会及び社外役員全員で構成される社外役員連絡会を設置しています。
また、諮問委員会及び社外役員連絡会を実効的なものとするため、社長室が事務局となり、社外役員をサポートすることとしています。
社外取締役の当社における業務をサポートするにあたっては、まず、社長室が窓口となり、社外取締役が情報収集等を行うにあたっての支援を行うと同時に、社外取締役が社内取締役を通じて、あるいは直接使用人に対して、報告を求めることができることとしています。
また、監査役及び監査役会の職務を補助するものとして兼務者2名のスタッフを配置しており、社外監査役の求めに応じて業務補佐を行っております。
また、月度定例および必要な都度開催する監査役会において、取締役会・監査役会の議題、その他重要案件につき、必要な情報や資料を共有し、月次監査調書にもとづいて、常勤監査役が監査役監査の実施状況および結果について報告を行うことにより、監査役会としての承認を得ています。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

1 取締役会は平成28年6月30日現在、9名の取締役（社外取締役2名含む）からなり、当社グループの経営に関する重要事項を決議しつつ、経営陣に委任した業務執行の監督もしております。
業務執行に関しては、職務権限に関する社内規程を設け、執行役員等の役職員に適切に権限委譲することで、責任範囲を明確化し、意思決定の迅速化をはかっています。
2 「諮問委員会」は、社外取締役、社外監査役、代表取締役社長を構成員として必要に応じて開催し、取締役会の運用評価、取締役の選任、解任、役位・職階の選定、報酬等の特に重要な事項の検討にあたり、社外役員と代表取締役社長が意見交換することで透明性、客観性を確保

しています。
3　「社外役員連絡会」は、社外取締役、社外監査役全員を構成員として必要に応じて開催され、取締役会の運営、当社グループの経営、監督に関する情報について、社外役員が独立した立場で情報交換を行うこととしています。
4 「常務会」は、グループ全体の基本戦略の検討、考案の場として、経営トップ及び関係する取締役の参加により適宜開催しています。
5 「特類専門会議」は、グループ全体の部門経営に関する活動報告の場で、適宜、テーマを選定し開催しています。これにより、出席者である取締役、常勤監査役、事業部長、部門責任者で情報を共有し、意見交換しています。
6 「損益管理委員会」は、経理・財務本部、事業管理本部、総務・人事本部、技術管理本部、施設・設備本部、購買本部、社長室の部門責任者を常任委員とし、当社グループの中期計画、予算の審議、設備投資に関する審議、損益管理を行う組織であり、案件により事業部、事業所代表者を招集する等、機動的に審議を行っています。
7　監査役会制度を採用しており、その監査役会は平成28年6月30日現在、4名の監査役（うち社外監査役2名）からなり、法令・定款に従い監査役会の監査方針と年度監査計画を定めるとともに、取締役会等の重要な会議へ出席（発言を含む）し、議事録・稟議書等の重要書類の閲覧等により、取締役の職務の執行状況を監査して、各監査役の監査報告に基づき監査意見を表明しています。
　監査役会は内部監査室および会計監査人と、定期的に情報交換を行って、組織的かつ効率的な監査を実施しています。また、代表取締役との定期会合をもち、経営方針を確認するとともに、監査上の重要課題等について意見を交換しています。
8　内部監査の独立部門として、「内部監査室」を設置しています。「内部監査室」は、業務に精通し高度な専門知識を持ったスタッフにより構成され、業務を合法性と合理性の観点から客観的に検証・評価を行っています。
　また、内部統制管理を主体とする「CSR・リスク管理推進本部」と情報の共有化を図り、内部監査機能の充実に努めています。
　内部監査室では、代表取締役社長との定期会合を持ち、内部監査報告を行っています。
9　監査法人保森会計事務所と監査契約を締結し、監査法人は公正不偏の立場で監査を実施しています。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は小山貴久氏及び若林正和氏です。当社の会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士9名です。
10　企業経営及び日常業務に関して法律上の判断を必要とする場合には、随時法律事務所にアドバイスを受ける体制をとっています。
11　当社では、CSRとリスク管理を中心的課題と捉えた内部統制システムを構築しており、システムの合理性、管理体制をより充実させるために「CSR・リスク管理推進本部」を設置しています。下部組織は「財務報告に係る内部統制委員会」、「環境委員会」、「全社安全衛生委員会」、「化学物質管理委員会」、「輸出管理委員会」、「品質管理委員会」の各委員会から成り、事務局である「CSR推進部」に多方面から情報が収集される仕組みを取っています。
　またグループ全体のコンプライアンス体制、リスク管理体制の整備のため、各委員会の上位組織として「コンプライアンス部会」、「リスク管理部会」を設置しています。これらの組織は代表取締役社長直轄組織とすることで、迅速な意思決定ができる体制としています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社の形態を採用し、任意に独立社外取締役を複数名選任することによって、監査・監督機能の実効性を確保しています。また、独自に社外役員を主要な構成員とする諮問委員会及び社外役員全員で構成される社外役員連絡会を設置することで、公正さと透明性を担保することとしています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社では、担当部署による招集通知の作成、印刷会社や証券代行機関等による十分なチェックを経た上で、株主総会開催日の3週間前までに株主総会招集通知を発送するとともに、発送日までの間に東京証券取引所のウェブサイトに掲載しています。
その他	当社ホームページに招集通知、決議通知を掲載しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、決算情報（有価証券報告書・決算短信・英文決算短信等）、決算情報以外の適時開示情報、招集通知、IRカレンダー等を掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	当社は、IR担当役員を選任するとともに、社長室、経理・財務本部、事業管理本部、総務・人事本部、広報本部、CSR推進部等が連携してIR活動を積極的に実施しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループの活動については、毎年コーポレートレポートとして公表し、ホームページに掲載しています。 http://www.daicolor.co.jp/ecology/env2015/cr2015.pdf

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループは、経営の有効性と効率性並びに透明性を確保し、企業倫理の高揚、法令遵守・リスク管理等の充実を図るためには、当社グループの実情に適した内部統制システムの構築・整備及び運用が必要であると認識しております。

平成24年に設置した「CSR・リスク管理推進本部」及びその構成組織である「財務報告に係る内部統制委員会」、「環境委員会」、「全社安全衛生委員会」、「化学物質管理委員会」、「輸出管理委員会」、「品質管理委員会」を推進組織として、ガバナンス機能の一層の充実を図るとともに、内部統制の中心課題であるリスク管理、コンプライアンス体制整備のため「リスク管理部会」、「コンプライアンス部会」を設置し全社的なCSRの推進体制の強化を図っております。

1　取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1) 当社及び当社グループ会社に係る重要事項は、法令及び定款に従い取締役会で決定します。

2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、かつ社会的責任及び企業倫理の課題を果すため、「社是」及び「企業理念」のもと、「CSR基本方針」、「大日精化グループ企業倫理憲章」、「役職員行動規範」などを制定し周知徹底させます。

2　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1) 当社は「情報セキュリティ管理規程」及び「文書保存管理規程」を定め、業務上の情報の保存・管理に関して適切な運用を行います。

2) 取締役の職務の執行に係る取締役会議事録、稟議書等に係る情報については、取締役及び監査役がこれらの情報を必要とするときにはいつでも閲覧することができるよう、適切に保存します。

3　損失の危機管理に関する規程その他の体制

様々なリスクに対応するため、「リスク管理規程」を定め、業務を分掌・管理する各々の機構組織部門において管理します。また、取締役を責任者として組織されているCSR・リスク管理推進本部がリスク評価を進めると共に、全般的なリスクを統括します。

4　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、経営トップ及び関係する取締役によって構成される常務会において事前に審議し、取締役会にて執行決定を行います。
また、予算、進捗管理、決算、投資に関わる重要案件については関係する取締役及び機構組織のメンバーによって構成される損益管理委員会にて審議します。

2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織分掌規程」、「職務権限規程」を定め、それぞれの権限とその責任の範囲を明確にします。

5　使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、かつ社会的責任及び企業倫理の課題を果たすため、「社是」及び「企業理念」のもと、「CSR基本方針」「大日精化グループ企業倫理憲章」「役職員行動規範」などを制定し周知徹底させます。
また、CSR・リスク管理推進本部は、コンプライアンス相談・通報窓口を通じてコンプライアンス違反の早期発見・是正の体制を整備します。

6　当社及び当社グループ会社における業務の適正を確保するための体制

1) 当社及び当社グループ会社の適正な業務の推進を確保するために「関係会社管理規程」、「職務権限規程」において子会社の決裁、報告の基準を定め、子会社の自主性を確保しつつ、重要事項に関し当社の業務担当部門が関与することにより、報告・決定が適正に行われる体制を整備します。

2) 当社及び当社グループ会社の全てに適用される「リスク管理規程」を定め、CSR・リスク管理推進本部がリスクの評価及び情報の共有を図ると共にリスク管理体制を整備します。

3) 当社及び当社グループ会社の全てに適用される、「社是」「企業理念」「大日精化グループ企業倫理憲章」「役職員行動規範」「コンプライアンス規程」等の諸規程を定め、当社及び当社グループ会社の業務の適正を確保するための体制を整備します。

7　監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1) 監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命することとしております。

2) 監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動等については監査役会の同意を要件とし、取締役からの独立性を確保します。

3) 監査役補助者は、その職務を行うに当たっては監査役の指示にのみ従うものとすることにより、監査役の監査役補助者に対する指示の実効性を確保します。

8　監査役への報告に関する体制、及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

1) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとします。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとします。

2) 当社グループでは、内部通報制度を拡充し、使用人が監査役に対して直接通報できるシステムを導入し、「CSR・リスク管理推進本部」に通報された情報は、監査役とも共有化される体制を構築することとしています。

3) 当社グループでは、監査役に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いをしない旨の定めを「内部通報規程」に置くことにより、当該不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備します。

9　監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、監査役の請求等の内容が明らかに当該職務に必要でないと認められる場合を除き、当該請求等に従い速やかに処理を行います。

10 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1) 監査役は、取締役会に出席すると共に、重要事項を審議及び報告する会議に出席することができます。

2) 監査役は必要に応じて稟議書等の関係資料を閲覧することで、監査の実効性を高めます。

11 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社グループ会社は、「大日精化グループ企業倫理憲章」と「役職員行動規範」により反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、圧力を受けた場合は毅然とした対応をとります。

また、一層複雑化する反社会的勢力からの被害を防止するために、「反社会的勢力排除宣言」を作成し、総務部が関係機関との密接な連携を取りながら、社内啓発活動を行います。また、当社グループ会社の関係部門との協力・連携体制を強化します。

12 金融商品取引法に基づく内部統制の整備体制

金融商品取引法第24条第4項第4号に規定する「内部統制報告書」の有効かつ適切な提出のため、「財務報告に係る内部統制委員会」が主管して財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムを構築すると共に、内部統制が適正に機能していることを継続的に評価し、必要があれば適切な是正・指導を行う体制を整備します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社グループ会社は、「大日精化グループ企業倫理憲章」と「役職員行動規範」により反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、圧力を受けた場合は毅然とした対応をとります。

また、一層複雑化する反社会的勢力からの被害を防止するために、「反社会的勢力排除宣言」を作成し、総務部が関係機関との密接な連携を取りながら、社内啓発活動を行います。また、当社グループ会社の関係部門との協力・連携体制を強化します。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明 更新

会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）の内容は以下のとおりであります。

1　会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、企業価値の様々な源泉、当社をご支持くださる多数のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上させる者でなければならないと考えております。

当社の株式は譲渡自由が原則であり、金融商品取引所に上場する株式会社としての当社株主の在り方は、当社株式の市場における自由な取引を通じて決定されるものであるとともに、会社の方針を支配する者の在り方についても、最終的には株主の皆様のご意思に基づき決定されるべきものであります。

また、当社の支配権の移転を伴う大規模な買付提案等があった場合であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、一概に否定するものではなく、これに応ずるか否かのご判断も、最終的には株主の皆様のご意思に基づき行われるべきものと理解しております。

しかしながら、わが国の資本市場における株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、当社や株主の皆様に対して買付に係る内容及び代替案等を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付目的や買付後の経営方針等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付に応じることを株主の皆様に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が当社の有する本来の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして不適切であるもの等々、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切でないと考えております。

2　会社支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社は、1931年（昭和6年）に顔料・着色剤の製造・販売を目的に設立して以来、世界に数少ない色彩の総合メーカーとしての地位を築いてまいりました。プラスチック時代の幕開けとなった1940年代半ばより各種プラスチック製品の着色化に貢献、また合成繊維の誕生に合わせて化・合成繊維の原液着色の技術を先駆して世に送り出しました。このような創業以来培ってきました技術の継承と新規分野の研究開発を背景に、顔料特性を熟知した素材メーカーとして、カラーイノベーションの先取りと様々なユーザーニーズに応える分散・加工・配合等の基本技術と応用展開の結実として、現在、各種合成樹脂着色剤、各種印刷インキ、合成樹脂に加えて時代の要請に即した機能性付与製品やIT関連製品、環境配慮型製品まで多様な製品ラインアップを擁し、色彩の総合メーカーとして広範な業界の多数のお取引先から厚い信頼を得ております。

このように、当社は創立以来蓄積してきた「有機無機合成・顔料処理技術」「分散・加工技術」「樹脂合成技術」の3つのコア技術を企業価値の源泉とし、品質・コスト競争力とブランドの向上に努めながら色彩の総合メーカーとして、株主の皆様、取引先の皆様、従業員、さらには地域社会等との長年に亘る信頼関係を構築しております。これらは、数値に表れ難い企業価値として重要な要素と認識しております。

当社は、製品事業部門ごとに中期3ケ年事業計画を遂行しており、また、「グローバル企業としての事業基盤の強化」を目標とし、内外グループ企業全体としての経営資源の効率化や利益の最大化にも取り組んでおります。

当社は、「大日精化環境ビジョン」、「大日精化環境方針」、「環境に関する経営基本方針」を制定しております。人類文化の保護発展と自然環境を護り、企業のよってたつ「環境・健康・安全」を良好に保つことを企業目的の一つとしております。国際規則及び国内外の関係法令を遵守するとともに、企業活動に伴う資源・エネルギーの効率的な利用、産業廃棄物の減量、再資源化・再利用化、安全のための予防・緊急対策等をも含めて化学メーカーとしての行動指針としております。

また、コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化を通じて、経営の透明性及び効率性を確保し、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの信頼をより高め、社会責任を全うするため、ガバナンス機能の充実が経営上の重要な課題であると認識しております。法令遵守及びリスク管理等の徹底のために、「CSR・リスク管理推進本部」を設置し、内部監査の独立部門である内部監査室と情報の共有化を図り、内部統制システムの充実に積極的に取り組んでおります。

以上、当社では多くの投資家の皆様に中長期的に当社への投資を継続していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上のため、役員・社員一丸となって上記のような取組みを実施しております。今後とも株主の皆様、お取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーからの信頼を磐石なものとするため一層その充実、拡充に努める所存であります。これらの取組みは上記1　会社の支配に関する基本方針の実現にも資するものと考えております。

3　会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み

当社は、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための取組みとして「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下「本プラン」といいます。）について、平成26年6月27日開催の第111期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において、株主の皆様にご承認いただき継続しております。

本プランの対象となる当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

本プランにおける大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関しては、次のとおり一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設けており、大規模買付ルールによって、（1）事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、（2）必要情報の提供完了後、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付けの場合は最長60日間、またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価・検討等の取締役会評価期間として設定し、取締役会評価期間、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間が経過した後に大規模買付行為を開始するというものです。

本プランにおいては、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、遵守しても当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合には、必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が認める検討可能な対抗措置をとることがあります。

このように対抗措置をとる場合、その判断の客観性及び合理性を担保するために、取締役会は対抗措置の発動に先立ち、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役または社外有識者から選任された委員で構成する独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について

諮問し、独立委員会は対抗措置の発動の是非について、取締役会評価期間内に勧告を行うものとします。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。なお、本プランの有効期限は平成29年6月に開催予定の当社第114期定時株主総会の終結の時までとします。本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、(1)当社株主総会において本プランを廃止する旨の株主の一定割合の意思表示が行われた場合、(2)当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議等が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。
継続後の本プランの詳細につきましては、当社インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.daicolor.co.jp)に掲載しております。

4 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて
本プランは、(1)買収防衛策に関する指針において定める三原則を充足していること及び経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっていること、(2)当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること、(3)株主総会での承認により発効しており、株主意思を反映するものであること、(4)独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の判断を重視するものであること、(5)デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策でないこと等の理由から、基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものでなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 情報収集
適時開示が必要な各種会社情報は、担当取締役(情報取扱責任者)及び経理・財務本部が当社各部門・グループ会社より適時に報告を受け、一元的に把握・管理することにより、網羅的かつ適時に開示できる体制を構築しています。

2. 開示要否の検討・開示資料作成担当取締役(情報取扱責任者)及び経理・財務本部と関係部門において、収集された全ての各種会社情報を適時開示規則に照らし合わせて検討して適時開示の是非を判断し、開示が必要と判断したものについて開示資料を作成します。

3. 決議もしくは承認開示資料を作成後、取締役会の決議もしくは承認を得ることで、開示資料の公式性を確保しています。

4. 開示決議もしくは承認を受けた開示情報は、TDnetシステムを利用して東京証券取引所に開示することで、公表の公平性に配慮しております。

大日精化工業株式会社
コーポレート・ガバナンス体制（模式図）

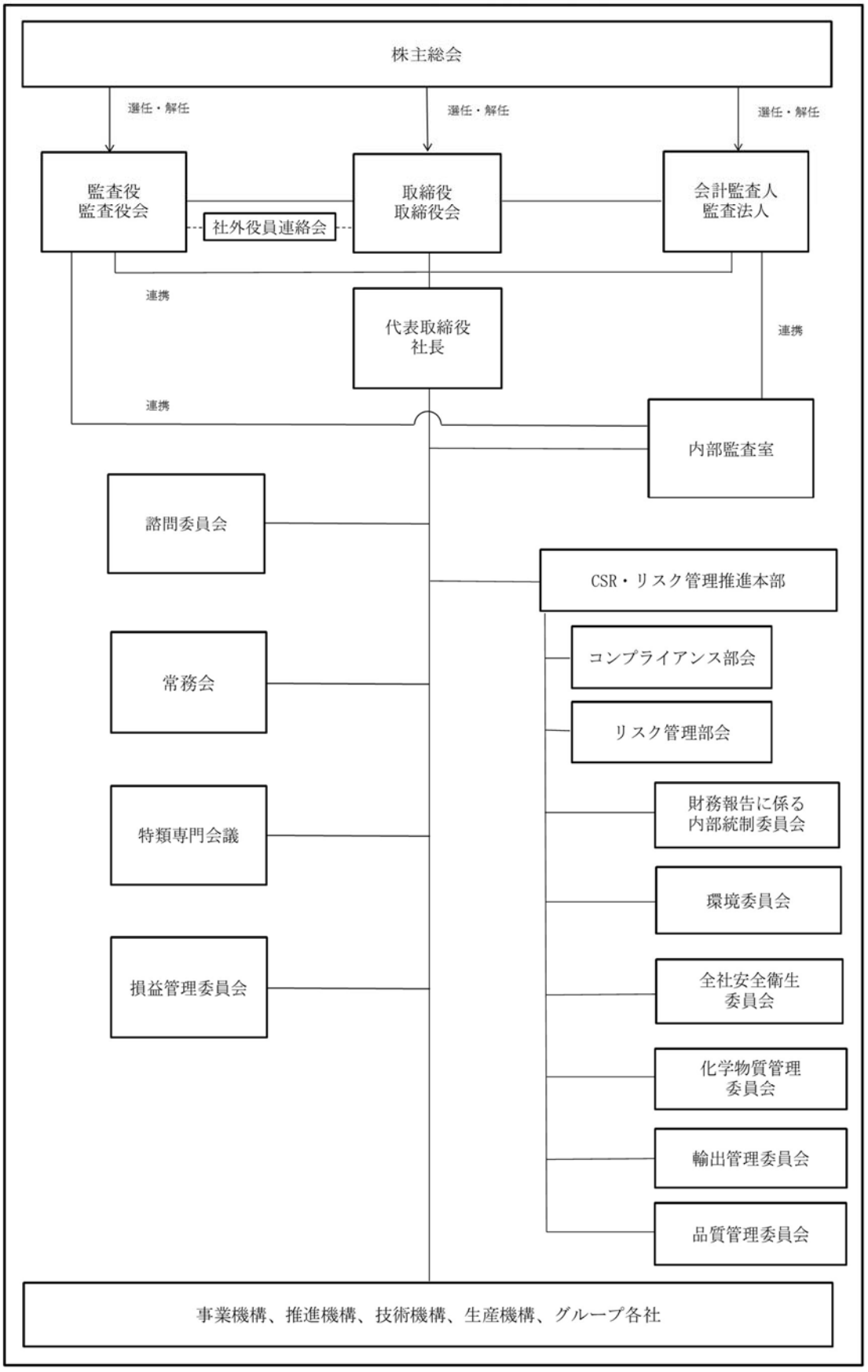

大日精化工業株式会社
会社情報の適時開示に係る社内体制の概要（模式図）

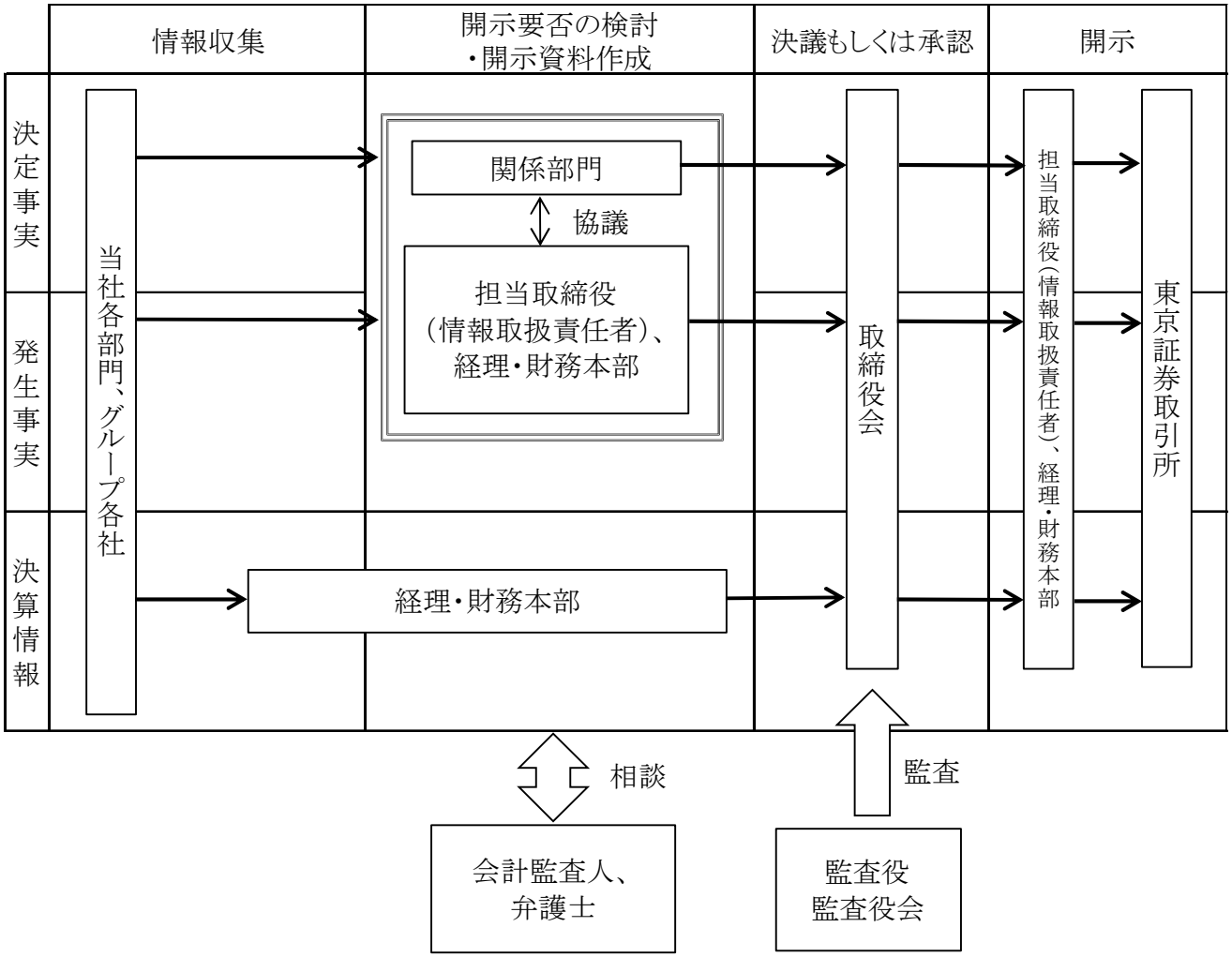

※ 適時開示に係る社内体制全体について、内部監査室がモニタリングを実施し、必要に応じて改善提案等を実施しております。